

認知症対応型共同生活介護の運営規程

（事業の目的）

第1条 この事業所が行う指定認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で 入浴、 排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 当事業所は、利用者の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- 2 当事業所は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- 3 当事業所は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 4 共同生活住居における介護従業者は、介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 6 事業者自らその提供する介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 すみれの里
- （2）所在地 青森県黒石市馬場尻南 61-5

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名
この事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- （2）計画作成担当者 1名（兼務）
認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- （3）介護従業者 6名以上
介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

すみれの里

(利用定員)

第5条 この事業所の利用定員は、9名とする。

(指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 要介護者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2 この事業所の利用者活動時間帯は、午前6時～午後9時までとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 前項に規定するもののほか、別表の左欄に掲げる費用については、利用者の利用に応じ、同表の右欄に定める額を徴収する。

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 入居に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

一 利用者は、管理者、計画作成担当者及び介護従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めるものとする。

二 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出るものとする。

三 利用者は、健康に留意するものとする。

四 利用者は、共同生活住居の清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。

2 入所者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。

一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。

二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

三 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

四 指定した場所以外で火気を用いること。

五 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(緊急時における対応方法)

第9条 介護職員等は、現に施設サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その必要な処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 管理者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めるとともに、

非常災害に備えるため、年 2 回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる 体制を構築するため、業務継続計画（BCP）を別途定める。

（高齢者虐待防止）

- 第 11 条 入居者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又は その再発を防止するための措置を別途定める。

（身体拘束廃止）

- 第 12 条 身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束廃止について別途定める。

（その他運営に関する重要事項）

- 第 13 条 介護従業者の資質向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

（１）採用時研修 採用後 1 月以内

（２）継続研修 年 4 回

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人すみれ会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）

この規程は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。（一部改正）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。（一部改正）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）

すみれの里

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。（一部改正）

この規程は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。（一部改正）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）

別表 その他の費用

食材料費	1 日 1, 2 0 0 円
理容代	カット 1, 7 0 0 円～ 顔剃り 5 0 0 円～
おむつ代等	実費